

生産施設に関する検討

生産施設面積率の現状と規制見直しの必要性

生産施設面積率を各業種別に10%～40%に規制することにより、環境規制体系の整備や環境技術の進展も相まって、公害苦情件数に占める製造業の割合等が着実に減少しているところ。しかし、構造改革特区、総合規制改革会議等によれば、生産施設面積率の業種区分の見直し等の要望が提出されている。

1. 生産施設面積率に関する規制のあり方

- (1) 生産施設面積率を規制する目的・効果
- (2) 生産施設面積率の規制等に関する現状
- (3) 生産施設面積率の業種区分の検討

具体的な検討内容

敷地面積に対する生産施設面積の割合を業種別に規制している生産施設面積率規制について、業種別の面積率の数値を見直すことを求める要望に加え、そもそも本規制自体の廃止を求める要望も出されている。

そのため、生産施設面積率を規制することの目的・効果、生産施設面積率の規制等に関する現状を整理し、本規制の業種区分につき検討する。

(1) 生産施設面積率を規制する目的・効果

生産施設面積率の規制は、そもそも生産施設面積1単位あたりの公害物質の排出が多い業種について厳しい率を適用し、排出の少ない業種について緩い率を適用するもの。本規制によって、同じ敷地面積を基準としてみた場合、業種の相違による公害物質の排出量の多寡を緩和することを目的としたものであり、これを通じて周辺生活環境との調和を図ることを目的としている。

(2) 生産施設面積率の規制等に関する現状

昭和48年に生産施設面積率の規制が導入されて以来、平成9年に業種区分の見直しがなされた以外、生産施設面積率の規制に関して大きな改正はなされていない。これに対して、本生産施設面積率の規制目的である公害物質の排出抑制に関しては、昭和48年以来、環境規制体系が随時整備されてきている(参考資料1参照)。

また、平成9年の工場立地法改正に際して、法第4条第2項に規定されていた特別配置施設に関する規定が、環境規制が整備され重複規制であるとの指摘から実質的に廃止されている。

そのため、業種により一定の生産施設の面積当たりの環境負荷の水準が異なることにも配慮し、業種間で比較しても適切な生産施設面積比率となるように調整が求められている。

建築基準法の建ぺい率規制によって、生産施設及び事務所棟といった建築物に関して、敷地面積に応じて一定程度の制限が課せられており、工場立地法および建築基準法ともに工場敷地内の建造物に対する重複規制がなされており、その緩和が望まれている。

(参考)

建築基準法による建ぺい率

用途地域の指定によって異なっており、一般的に工場が立地している工業専用地域、工業地域、準工業地域については、以下のような建ぺい率となっている。

	工業専用地域	工業地域	準工業地域
建ぺい率	十分の三、四、五又は六	十分の五又は十分の六	十分の五、六又は八

(3) 生産施設面積率の業種区分の検討

生産施設面積率の規制を存続させる場合、環境に関する技術が進展したり、環境規制が整備されていることから、工場からの公害物質の排出が抑制されていることが考えられるため、昭和48年の生産施設面積率の規制導入当初及び平成9年の業種区分の見直し時の公害物質の排出量と比較して、現在の業種区分を見直すべきではないか。

具体的には、後述する調査をベースとして、全ての業種の排出改善率の平均と比較した上で、公害物質全体から見て総合的に改善している業種については、業種区分を緩和する方向としてはどうか。

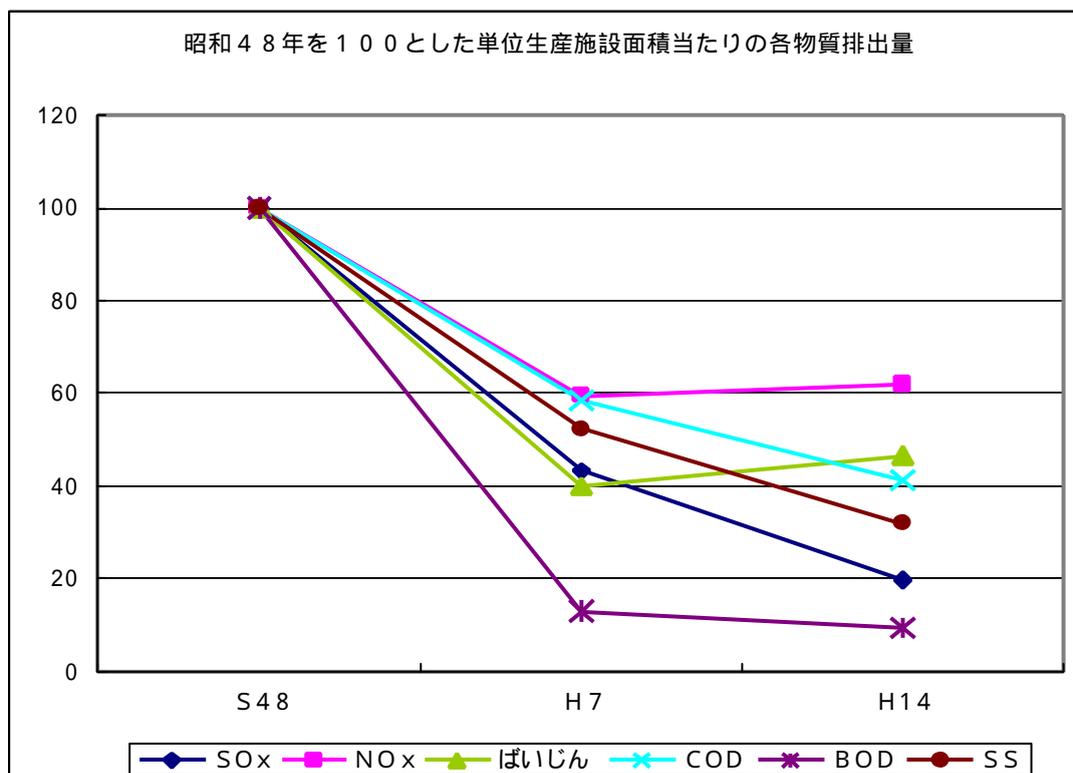
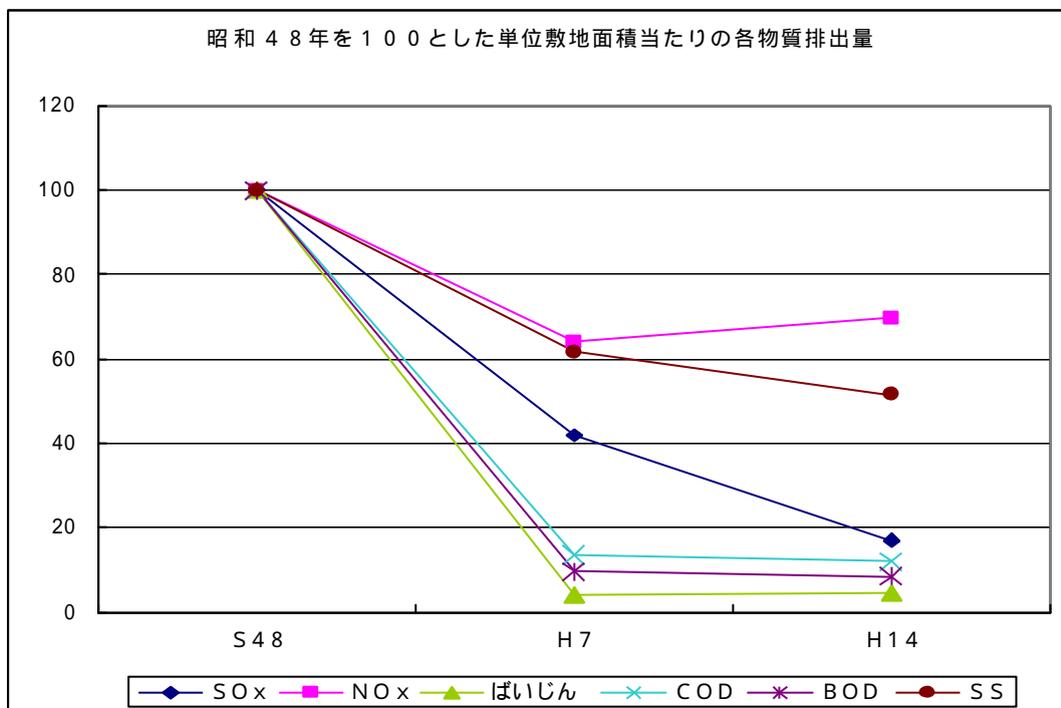
検討課題

生産施設面積率の業種区分の見直し方法

なお、この検討に資するため、工場立地法の公害防止調査において調査対象となる主要な公害物質(SO_x、NO_x、ばいじん、COD、BOD、SS)に関して、生産施設面積率の規制が厳しい業種(第1種から第4種)を対象として、各工場別に任意のアンケート調査を実施しており、その結果は次の通りとなっている。

(4) 環境負荷の低減状況

(工場立地法に関する調査を実施：調査期間：平成15年8月20日から平成15年9月8日)



公害に係る法規制、技術展開等について

	トピックス	技術展開
1965 (昭和 40)	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止事業団法制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気集じん機（E P）の採用開始 ・大型ろ過集じん装置（バグフィルター）の急増 ・大型排煙脱硫装置の開発開始
1966 (昭和 41)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン普通自動車の排ガス規制開始（CO 3%以下） 	
1967 (昭和 42)	<ul style="list-style-type: none"> ・阿賀野川流域の水銀中毒原因を特定（厚生省） ・四日市ぜんそくで初の大気汚染公害訴訟 ・中央公害対策審議会設立 ・公害対策基本法制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・重油直接脱硫装置稼動（出光興産千葉製油所）
1968 (昭和 43)	<ul style="list-style-type: none"> ・水俣病の原因を排水中有機水銀とする政府統一見解発表 ・神通川流域のイタイイタイ病原因をカドミウムと発表（厚生省） ・カネミ油症PCB汚染発生 ・大気汚染防止法、騒音規制法制定 ・硫酸酸化物k値規制実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理技術（湿式酸化・汚染汚泥法）
1969 (昭和 44)	<ul style="list-style-type: none"> ・液化天然ガス（LNG）輸入始まる ・硫酸酸化物に係る環境基準閣議決定 ・政府、初の『公害白書』発表 1972年より『環境白書』と改称 ・DDTおよびBHCの製造中止 ・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物処理による共同廃水処理設備の設置（四日市コンビナート）
1970 (昭和 45)	<ul style="list-style-type: none"> ・田子の浦へドロ公害問題起こる ・公害国会 ・東京に初の光化学スモッグ警報発令 ・一酸化炭素に係る環境基準設定 ・水質汚濁に係る環境基準設定 ・第64臨時国会において公害対策基本法ほか公害関係法が制定又は改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力南横浜火力発電所で世界初のLNG専焼開始
1971 (昭和 46)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁設置 ・ばいじん排出基準改正 ・悪臭防止法、特定工場における工場防止組織の整備に関する法律制定 ・騒音に係る環境基準設定 ・DDT及びBHCの使用全面禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気中炭化水素測定装置完成、神戸市、三重県、愛知県、環境庁で測定開始 ・排煙脱硝プロセスの開発（1969年より実用化開始） ・逆浸透膜（RO膜）装置による排水処理

<p>1972 (昭和 47)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ O E C D、公害防止費用の汚染者負担、 P P P の原則採択 ・ 四日市ぜんそく訴訟第 1 審判決 ・ 播磨灘を中心に瀬戸内海に大量簿赤潮発生 ・ 環境庁、初の『環境白書』を発行 ・ ロンドンで海洋投棄規制条約採択 ・ 浮遊粒子状物質の環境基準設定 ・ 通商産業省、 P C B の生産と使用の中止を関係業界に通達 ・ 公害等調整委員会設置 ・ 悪臭防止法制定 ・ 公害に係る無過失責任法の公布 ・ 廃棄物処理施設整備緊急措置法公布 ・ 環境庁、排水の P C B 暫定指導指針を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 光合成細菌による有機性廃水処理装置
<p>1973 (昭和 48)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土呂久鉦山周辺の慢性ひ素中毒症を公害病に認定 ・ 水俣病訴訟、第 1 審判決 ・ 二酸化窒素、光化学オキシダントの環境基準設定 ・ 公害健康被害補償法制定 ・ 窒素酸化物排出基準第 1 次規制値設定（以後、5 次にわたり規制強化） ・ 瀬戸内海環境保全臨時措置法、公害健康被害補償法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）公布 ・ 航空機騒音の環境基準設定 	
<p>1974 (昭和 49)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害健康被害補償制度発足 ・ 硫黄酸化物総量規制方式導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンモニア接触還元法による大容量排ガス脱硝装置（住友化学工業製）稼動（東日本メタノール袖ヶ浦工場） ・ 国立公害研究所発足
<p>1975 (昭和 50)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 江戸川区で六価クロム汚染問題表面化 ・ 関係省庁の光化学スモッグ対策推進会議において炭化水素類の排出抑制の重要性が指摘される ・ P C B 環境基準、排出基準設定 ・ 新幹線鉄道騒音の環境基準設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間産業における公害防止装置投資額ピークとなる(昭和 50 年度約 9 6 5 0 億円、全設備投資の 1 8 %) ・ 排煙脱硫装置の設置数ピークとなる(昭和 50 年度、 2 2 6 基) ・ 自動車用レギュラーガソリンの無鉛化開始
<p>1976 (昭和 51)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振動規制法成立 ・ 廃棄物の最終処分地等の規制強化 	
<p>1977 (昭和 52)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 瀬戸内海播磨灘赤潮大発生 ・ 産業構造審議会、今後の N O x 汚染防止対策のあり方答申 ・ 重量ガソリン車、ディーゼル車に係る 5 2 年規制実施 	

1978 (昭和 53)	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法の一部改正（水質総量規制制度の導入） ・二酸化窒素環境基準改正 ・特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法公布 ・瀬戸内海環境保全特別措置法等改正（COD総量規制の導入、翌年リン及びその化合物規制） 	
1979 (昭和 54)	<ul style="list-style-type: none"> ・水量総量規制（COD）対象海域に東京湾、伊勢湾を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水中の窒素、リン除去技術開発(凝集沈殿法、凝集材添加活性汚泥法)
1980 (昭和 55)	<ul style="list-style-type: none"> ・20都道府県のCODに係る総量削減計画決まる ・廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染防止に関する条約（ロンドン条約）が発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー用排煙脱硝装置実用化
1981 (昭和 56)	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物の総量規制導入（3地域が対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素、リン処理技術（生物学的硝化、脱窒プロセス） ・し尿、工場処理、脱臭技術(オゾン処理) ・一般廃棄物処理にガス化溶融炉（浜松市）採用
1982 (昭和 57)	<ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん排出基準改正 ・湖沼の窒素及びリンに係る環境基準設定 	
1983 (昭和 58)	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素環境基準改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理技術（高負荷処理方式生物脱窒素法）
1984 (昭和 59)	<ul style="list-style-type: none"> ・OECD理事会が有害廃棄物の越境移動に関する決定及び勧告を採択 ・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについて水質環境項目を設定 ・湖沼水質保全特別措置法公布 ・環境影響評価実施要綱を閣議決定 	
1985 (昭和 60)	<ul style="list-style-type: none"> ・小型ボイラーをばい煙発生施設に追加 ・湖沼に係る窒素及びリンの排出規制の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・この頃、排煙脱硝設備の設置数ピークとなる(昭和60年度に52基)
1986 (昭和 61)	<ul style="list-style-type: none"> ・化審法の大幅改正（1種、2種、特定化学物質の3分類化） ・20都道府県のCODに係る総量削減計画始まる ・ばいじん排出基準改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・苛性ソーダの製法転換(水銀法非水銀法)の完了 ・し尿処理技術（高負荷処理方式生物脱窒素法）
1987 (昭和 62)	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物排出規制対象、ガスタービン、ディーゼル機関にも拡大 ・絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡規制等に関する法律公布 ・ガスタービン、ディーゼル機関を大気汚染防止法の規制対象施設に追加 	
1988 (昭和 63)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・酵母利用排水処理法の実用化

1989 (平成 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・有害廃棄物の越境移動に関するバーゼル条約採択 ・トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る排水基準設定 ・有害物質を含む水の地下への浸透禁止、事故時の措置設定 ・特定粉じんとして石綿を追加 	
1990 (平成 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公害研究所を国立環境研究所に 改組 ・スパイクタイヤの粉じん発生の防止に関する法律公布 	
1991 (平成 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・公害資源研究所が資源環境技術総合研究所に改組 ・土壌汚染に関する環境基準設定 ・湖沼水質保全特別措置法施行令の一部改正（規制対象項目として窒素、リンを追加指定） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の抜本的改正 	
1992 (平成 4)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布（自動車NOx法） ・特別管理産業廃棄物最終処分に関する基準設定 ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律制定 	
1993 (平成 5)	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止施行令の一部を改正する政令公布（10物質追加） ・環境基本法制定 ・水質汚濁防止法施行令改正（有害物質としてジクロロメタン等13物質を追加） ・自動車NOx法の使用車種規制の施行（自動車NOx法全面施行） 	
1994 (平成 6)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画を閣議決定 	
1995 (平成 7)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、通商産業省、厚生省、民間のPCB処理開発を公的にバックアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染等修復技術開発開始 ・脱塩素化分解法等PCB分解処理実用化試験始まる
1997 (平成 9)	<ul style="list-style-type: none"> ・粒子状物質の全米環境大気基準改定される（PM2.5が追加される） ・大気汚染防止法施行令改正（有害大気汚染物質の設定と排出基準設定） ・有害大気汚染物質環境基準設定 ・地下水の水質の汚濁に係る環境基準告示 ・環境影響評価法公布 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（廃棄物の原料及び再生利用の推進、廃棄物処理施設の設置手続の見直し、不法投棄対策等） ・大気汚染防止施行令の一部改正（廃棄物焼却炉及び製鋼用電気炉に係るダイオキシン類対策） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正（ダイオキシン対策等） 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン等対策関係省庁会議開催 	
1998 (平成 10)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する省令改正（P C B 関連廃棄物の処理基準設定） ・水質汚濁防止法施行令の一部改正（特定施設としてP C B の処理に係る産業廃棄物処理施設を追加） ・環境影響評価法に基づく主務省令公布（環境影響評価の技術指針を定める） ・騒音に係る環境基準公布 	
1999 (平成 11)	<ul style="list-style-type: none"> ・P C B 処理始まる（現在までに25の処理技術が法的に認められる） ・中央環境審議会ダイオキシンリスク評価小委員会及び生活環境審議会ダイオキシン類健康影響評価特別部会、ダイオキシン類の耐容一日摂取量を4 pg - T E Q / k g / d a y と取りまとめ ・環境影響評価法全面施行 ・ダイオキシン類対策特別措置法公布（平成12年1月施行） ・ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準の告示 ・自動車の燃料の性状に関する許容限度の一部改正（ガソリン中のベンゼンを低減） ・化学物質管理指針告示 ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R 法）が制定 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（廃棄物の適正な処分のための処理体制の整備等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業用焼却設備向け簡易型ダイオキシン除去・分解装置の技術開発開始 ・焼却炉排ガス中のダイオキシン類の直接分解方式の研究開発開始 ・排ガス中並びに工業用水・工場排水中のダイオキシン類及びコプラナP C B の測定方法J I S に規定される ・ダイオキシン類汚染土壌浄化技術の選定結果についての公表
2000 (平成 12)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁ダイオキシン類の排出量の目録公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・超臨界流体利用環境負荷低減技術研究開発開始 ・環境庁、ディーゼル車対策技術評価検討会中間取りまとめについての公表
2001 (平成 13)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省設置 ・ダイオキシン類公害防止管理者国家試験実施 ・ジクロロメタン大気環境基準設定 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布、施行 ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域の削減等に関する特別措置法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針公表 ・ディーゼル車対策技術評価検討会取りまとめ公表
2002 (平成 14)	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法公布 ・P O P S 条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準、経済産業省より告示
2003 (平成 15)	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法施行 ・自動車N O x ・P M 法に基づく車種規制の段階的適用開始 	